

【助成金算出の際の期間の考え方】

定期券の有効期間の初日が4月1日から4月30日に含まれるもの⇒4月分

○1か月定期を購入する場合

例) 4月1日～4月30日⇒4月分 4月5日～5月4日⇒4月分 など
5月分以降も下記の表の通りとなります。

○複数月定期を購入する場合

助成金は1か月ごとに算出するので、有効期間の初日を基準として、他の月の同日を初日とみなします。

例) 有効期間が4月8日～7月7日(3か月定期)

4月8日～5月7日 4月分

5月8日～6月7日 5月分

6月8日～7月7日 6月分

【注意点】4月以前(前年度)に購入した複数月定期券が対象となる場合

例1) 2月に3か月定期を購入した場合

2月16日～3月15日 前年度分 対象外

3月16日～4月15日 前年度分 対象外

4月16日～5月15日 4月分 対象

※2月分と3月分は前年度に対象となった期間なので、対象外

例2) 3月に3か月定期を購入した場合

3月16日～4月15日 前年度分 対象外

4月16日～5月15日 4月分 対象

5月16日～6月15日 5月分 対象

※3月分は前年度に対象となった期間なので、対象外

定期券の有効期間の初日	月
4月1日～4月30日	4月分
5月1日～5月31日	5月分
6月1日～6月30日	6月分
7月1日～7月31日	7月分
8月1日～8月31日	8月分
9月1日～9月30日	9月分
10月1日～10月31日	10月分
11月1日～11月30日	11月分
12月1日～12月31日	12月分
1月1日～1月31日	1月分
2月1日～2月28日	2月分

【申請時の注意】

- ・ **通学定期券を購入する度に、通学定期券の写真を撮影してください。**
- ・ 定期券に印字されている次の必要項目がはっきりわかるように撮影してください。

必要項目⇒経路、期間、金額、名前

- ・ 定期券の写しを撮り忘れた月があった場合は、原則、該当月は対象外となります。
- ・ 2月28日までに購入する予定の全ての定期券を購入後、申請を行ってください。

【その他】

- ・ 申請の前に1か月あたり12,000円を超えているか必ず計算し、確認してください。超えない月に関しては、定期券の写しを提出する必要はありません。
- ・ 対象となる全ての通学定期券の写しがあるか確認してください。